

最低賃金名		時間額	発効日
地域 最低賃金	愛知県最低賃金	845円	平成28年 10月1日
特定最低賃金	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 最低賃金	926円	平成28年 12月16日
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金	896円	
	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 最低賃金	856円	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	867円	
	輸送用機械器具製造業 最低賃金	904円	
	各種商品小売業 最低賃金	847円	
	自動車（新車）小売業 最低賃金	888円	

あなたの賃金額を確認してください
 愛知県内で働くすべての労働者に適用される「愛知県の最低賃金」は表のとおりです。
 自身の賃金額が最低賃金を下回っていると思われる場合には、刈労働

あなたの賃金額を確認してください

◆ 基準監督署に相談してください。
 ◆ 愛知労働局ホームページ
<http://aichi-roudoukyokujisite.mhw.go.jp/>
問合せ先
 刈谷労働基準監督署
 ☎ 21-48815

点検していますか？ 住宅用火災警報器



すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられて10年が経過しようとしています。

取り付け後も、いざというとき、故障や電池切れのないよう、定期的に作動確認（垂れているひもを引くかボタンを押せばOK）をしましょう。

また、10年を経過した住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、交換をおすすめします。

今年は例年を上回るペースで火災が発生しています。火災による死者も消防局発足以降、最悪のペースで発生しています。（5月31日時点で8人）住宅火災により亡くなられた方のほとんどは、住宅用火災警報器が未設置でした。

まだ付いていない家庭は、大切な命を守るために一日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。

詳しくは、消防局予防課へ問い合わせてください。

◆ つけていてよかった! ◆

火をつけたガスコンロにフライパンを掛けたまま外出してしまいましたが、住宅用火災警報器が作動し、近所の住人がそれに気づいて119番通報し、火災に至りませんでした。



問合せ先 衣浦東部広域連合消防局予防課 ☎63-0136